

☆ 雇用保険の各種給付額の変更について

8月1日から、雇用保険の「基本手当日額」が変更されます。
「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。
今回の変更は、平成30年度の平均給与額が平成29年度と比べて約0.89%上昇したことに伴うものです。なお、平均給与額については「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額が用いられています。

1 基本手当日額の最高額

60歳以上 65歳未満 7,150円 (+63円)

45歳以上 60歳未満 8,335円 (+75円)

30歳以上 45歳未満 7,570円 (+65円)

30歳未満 6,815円 (+60円)

2 基本手当日額の最低額

2,000円 (+16円)

また、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給額も、8月1日以後の支給対象期間から次のとおり変更されます。

高年齢雇用継続給付（令和元年8月1日以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 360,169円 → 363,359円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（363,359円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、363,359円 - (支給対象月に支払われた賃金額) が支給額となります。

・最低限度額 1,984円 → 2,000円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

・60歳到達時等の賃金月額

上限額 472,500円 → 476,700円

下限額 74,400円 → 75,000円

60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

育児休業給付（初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額（支給率67%） 301,701円 → 304,314円

上限額（支給率50%） 225,150円 → 227,100円

介護休業給付（初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額 332,052円 → 335,067円

労働保険・社会保険の事務、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！